

苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託
募集要項

1 業務番号及び業務名

令和5年度 苓水委第1号
苓北町水道事業公営企業会計システム導入業務委託
令和5年度 苓下水委第1号
苓北町特定環境保全公共下水道事業公営企業会計システム導入業務委託
令和5年度 苓農集委第1号
苓北町農業集落排水事業公営企業会計システム導入業務委託
令和5年度 苓特定委第1号
苓北町特定地域生活排水処理事業公営企業会計システム導入業務委託
ただし、業務については、合冊での発注とし、業務名称は、「苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託」とする。

2 業務場所

苓北町役場

3 業務内容

「苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。なお、「苓北町上下水道事業公営企業会計システム仕様回答書」の機能を基本的に備えていること。

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 スケジュール

No.	項目	期日等
1	公募開始	令和5年4月10日(月)から町ホームページにて提出書類等のダウンロード開始。直接配布は行わない。
2	質疑の受付	令和5年4月11日(火)から 令和5年4月17日(月)正午まで
3	質疑及び回答の公表	令和5年4月20日(木)
4	参加表明書の提出期限	令和5年4月25日(火)正午まで
5	第一次審査結果の通知	令和5年5月10日(水)
6	企画提案書等の提出期限	令和5年5月24日(水)正午まで
7	第二次審査	令和5年5月26日(金)
8	第二次審査結果の通知及び公表	令和5年5月31日(水)
9	契約手続	令和5年6月上旬

6 参加資格要件（要綱第5条関係）

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 参加事業者決定の日までに、指名願が苓北町に提出されていること。
- (2) 公告の日から参加事業者決定の日までの間に、苓北町工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成8年苓北町告示第8号)に基づく指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者(いずれも更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) ISO27001 若しくは JISQ27001 (ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を得ていること。
- (8) JISQ15001 (プライバシーマーク)の認証を得ていること。
- (9) ISO9001 (QMS:品質マネジメントシステム)の認証を得ていること。
- (10) 本業務の公告日までに、地方公営企業法適用に関する業務(企業会計システム導入)の受託実績を有すること。
- (11) 本業務を遂行するために必要とされる資格や業務経験を有し、精通した者を従事させることができる者であること。
- (12) 九州管内に本店、支店又は営業所等を有していること。

7 参加手続等

(1) 参加申込方法

1) 提出書類

- ①参加申込書「様式1」 1部
- ②会社概要書「様式2」 1部
- ③業務実績調書「様式3」 1部
- ④登記事項証明書 1部
- ⑤印鑑証明書 1部
- ⑥消費税及び地方消費税納税証明書 1部
- ⑦都道府県税納税証明書 1部
- ⑧財務諸表(過去3年分) 1部

※現在、苓北町もしくは熊本県の入札参加資格を有している場合は、上記 ④から⑦ま

での書類を省略することができる。

2) 提出方法 持参又は郵送(期限厳守)

(2) 提出期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月25日(火)正午まで

(3) 提出場所

〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐 660 番地

苓北町役場 水道環境課

[TEL:0969-35-3335](tel:0969-35-3335)

8 実施要領等の入手方法

実施要領、仕様書、その他様式は町ホームページからダウンロードすること。

9 質疑について

(1) 提出書類

質問書(様式第5号)

(2) 提出方法

電子メール(ファイル名を参列者の商号または名称に変更すること)

(3) 提出先(送信先アドレス)

yoshida-m@town.reihoku.lg.jp

(4) 提出期限

令和5年4月17日(月)正午まで(※随時受付)

(5) 回答日時

令和5年4月20日(木)午後5時まで

(6) 回答方法

電子メール

(7) その他

ア 質問および質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。